

令和5年度 本試験講評

1. 総評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。総ページ数も53ページと標準的で、時間的にもある程度余裕をもって回答できたのではないかと思われます。

内容的には、基礎法学一難、憲法一難、行政法一標準、民法一易、商法一標準、多肢一標準、記述一易、一般知識一標準、といったところです。法令科目全体でみた場合、記述と民法が比較的容易だった半面、憲法、行政法という公法科目に難問が散見され、難しく感じる方も多いかったのではないかでしょうか。また、易しい問題と難しい問題（例えば、憲法で国会法の知識の有無が正解を左右する問題や、民法の譲渡担保の問題）の落差が激しいことも特徴の一つです。難しい問題は早々に見切りをつけ、容易な問題や、記述式でいかに失点を最小限に押さえ、確実に得点を稼げるかが合否の分かれ目といえます。一般知識は、現場思考で常識的に考えて答えが出せる問題があまりなかったので、高得点は難しいかもしれません。ただ文章理解は例年通り易しかつたですし、基準点をクリアすることはそれほど難しくないと思われます。

合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄8つ正解で16。記述式で36点。一般知識は7問正解で28点。合計180点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の12.13パーセントと同程度の12パーセント前後の合格率になるのではないかと予想します。

2. 法令・5肢択一式 標準

【基礎法学】難

難問でした。1問得点できれば御の字です。

問題1。「法の欠如」がある場合の紛争解決の基準に関する問題で難問でした。空欄ウ・エは比較的容易に入ると思われますが、空欄アの習慣、空欄イの条理を入れるのが難しい問題でした。問題2は、権利能力なき社団や、種々の法人の定義を問う問題でした。こちらも難問です。

【憲法】難

憲法は、人権から2問、統治から3問出題されました。典型テーマがなく、マイナーテーマや、公職選挙法、内閣法、国会法など、憲法だけでは解けない出題もあり難問ぞろいです。問題6を正解し、問題4・7は2択まで絞りこんで、どちらかを正解し、2問正解できればよいでしょう。

人権2問（問題3・4）は難問です。問題3。表現の自由に関する制約が、間接的、付随的な制約なのか、直接的な制約なのかを問う判例問題ですが、このような視点から判例を読んでいないと明確に答えを導き出すのは難しいといえます。判例の知識がその制約が表現の自由に対する制約として大きいか小さいかという制約の程度を現場で考えて答えを出せたかどうかがポイント

ですが、難問です。問題4。国務請求権に関する問題です。肢1や肢5は憲法の条文知識からも答えを導きだせます。肢2は国家賠償法の知識から判断は容易です。これに対して、肢4は判例知識としては細かいですし、正解となる肢3は論理的な思考が試されるもので、やはり難問です。

統治3問（問題5～7）も難問です。問題5。公務員の免職・解職に関する問題です。肢1は公職選挙法の知識を要求されますし、肢3は閣議の慣例を問うもので、憲法の出題としては疑問符が残るような難問です。問題6。国政調査権の限界に関する論理問題です。条文判例の知識を問うものではありませんが、提示されている文章を丁寧に読めば、肢2の誤りは比較的容易に判断できるでしょう。問題7。財政に関する問題です。憲法の中ではマイナーテーマです。肢1・4・5は条文から正誤判断できますが、正解肢2は国会法の知識が要求され迷うところです。

【行政法】標準

行政法は標準的な問題も多いのですが、難しい問題もあり、13問の正解が合格ラインです。

問題8～10の一般的な法理論。行政行為の瑕疵、私法法規の適用、許可申請と典型テーマからの出題です。問題8。行政行為の瑕疵に関する問題です。いずれも基本的な知識ですから、正解したい問題です。問題9。行政上の法律関係に私法法規が適用されるかについての問題です。肢ウ「○」、肢エ「×」の判断は比較的容易ですから、少し難しい肢ア・イの正誤判断ができなくとも、消去法で肢3を正解として導くのは可能です。正解したい問題です。問題10。許可申請に対する処分に関する問題です。マクリーン事件という憲法でも触れる判例ですが、長文かつ具体的な「あてはめ」の可否が問われているので難問です。問題8・9の2問正解したい内容です。

問題11～13の行政手続法。行政指導等、聴聞、義務規定の横断問題であり、いずれも典型テーマです。問題11。行政指導を中心とする問題でした。消去法でも肢2を正解とできますし、容易な問題といえます。問題12。聴聞に関する典型問題です。問われている知識も基本です。問題13。行政庁等の義務に関する横断問題です。「努力義務」か「法的義務」かを問う問題ですが、公聴会の開催（肢ア）、審査基準の設定公表（肢イ）、処分基準の設定公表（肢ウ）、標準処理期間の設定公表（肢エ）は、いずれも容易に判断できます。3問すべて正解したい問題です。

問題14～16の行政不服審査法。問題14。不作為についての審査請求に関する問題です。いずれの肢も容易に正誤判断できます。問題15。裁決に関する問題です。正解肢3は基本です。問題16。審査請求の手続に関する問題です。この問題も、基本知識ばかりです。行政不服審査法も条文知識を超えることはなく、3問すべて正解したい問題です。

問題17～19の行政事件訴訟法。総合問題（問題17）と、準用（問題18）は難しいといえます。問題19の処分性の問題は典型的な判例問題です。問題17。行政代執行法の手続きを素材として、行政事件訴訟の訴訟選択、違法性の承継、訴訟要件を問う問題でした。特に肢イの違法性の承継は難問です。戒告の取消訴訟で、処分の違法性まで主張できるかどうかについては、主張できないというのが判例ですが、ここまで知識を押さえるのは難しいです。問題18。準用規定に関する問題です。問われている内容は簡単ですが、準用は、受験生が嫌うテーマでもあり、準備をしていないと失点してしまう問題です。問題19。処分性に関する問題です。教科書に書いてあるような典型判例ばかりですので、これは確実に正解したい問題です。問題19は確実に得点し、17・18どちらか拾うことができればうれしいところです。

問題20～21の国家賠償法。国賠2条の判例問題と、1条2項に関する判例問題でした。問

題20。道路をめぐり国家賠償に関する判例問題でした。正解となる肢5がやや難しい判例ではありますが、その他はいずれも重要判例ばかりで、消去法でも答えは導ける問題です。短時間で答えを出せるかがポイントです。確実に正解したい問題です。問題21は国賠1条2項に関する判例の補足意見です。単純な判例の正誤問題というより、論理問題に近い問題です。空欄ウ・エは簡単ですが、空欄ア・イが、どちらに自己責任・代位責任が入るのか、迷うところです。2択までは絞り込めるので正答率はそれほど悪くないと思われます。

問題22～24の地方自治。直接請求に関する問題23は典型テーマです。問題22の普通地方公共団体の区域・境界や、問題24の事務の共同処理に関する問題は、細かく、確実に正解できる問題ではありません。問題22。正解となる肢1で正誤判断できないと正解するのが難しい問題です。問題23。直接請求に関する問題は典型テーマで問われている内容も容易です。正解したい問題です。問題24。事務の共同処理に関する問題です。難問です。連携協約（肢1）、協議会（肢2）、機関の共同設置（肢3）、事務の代替執行（肢4）、職員の派遣（肢5）のように、頻出する知識ではないものばかりした。問題23だけは確実に正解すべきです。

問題25・26の行政法総合問題。問題25。空港関連の判例問題です。正解肢3は比較的容易でした。問題26。各種法令の地方公共団体への法律の適用に関する問題です。肢1の行政手続法、肢2の行政不服審査法は判断できますが、正解肢ではないので難問です。2問中1問は正解したいところです。

【民法】易

民法は、例年に比べて易しい問題が多く、得点しやすい内容です。出題内容は、総則1問、物権2問、債権5問、家族法1問の出題で、やや変則的です。譲渡担保に関する問題29や、損益相殺に関する問題34のように、極端に難しい問題もありました。そのような難問は早々に見切りをつけ、易しい問題を確実に得点できたかがポイントといえます。問題29・34以外の7問の正解が目標ラインです。

問題27。総則は、消滅時効に関する問題でした。消滅時効期間に関する問題で、消滅時効の問題としても、数字を覚えていれば容易に正誤判断できる問題です。正解すべき問題です。

問題28～29。物権。今年も2問の出題です。問題29。不動産物権変動に関する問題です。時効完成後の第三者に該当するかどうかという典型問題です。正解肢2は、「背信的悪意者」には登記なくして所有権取得を対抗できる、という基本知識ですから、確実に正解したい問題です。問題29。集合動産譲渡担保という、極めてマイナーなテーマといえます。柱書を読んだだけで飛ばすということも必要です。この問題で引っかかってしまうと、時間配分を失してしまう可能性があります。飛ばすという判断を、時間をかけずにできるかどうかがポイントといえます。物権は1問の得点が目標です。

問題30～34。昨年に続き、債権からは5問出題されました。問題30～32が債権総論。問題33・34が債権各論。問題34以外はいずれも易しい問題ですから、4問は得点したいところです。問題30。連帶債務の絶対効・相対効という典型問題です。受験生であれば正確に知識として入っているところですし、事例問題でもないので、確実に正解したい問題です。問題31。相殺に関する問題です。相殺も事例問題で出題されると一気に難易度が上がりますが、単純知識の問題でしたので、こちらも得点したい問題です。問題32。履行遅滞の効果に関する問題

です。特に難しい肢はなく、本問も正解したい問題です。問題33。各種契約における解除の要件を問う問題（肢イは賃貸借の終了原因）です。肢オの寄託は迷うかもしれません、その他は基本ですし、組合せ問題でもありますから、肢オが判断できなくても正解は出せる問題です。問題34。損益相殺の対象になるかどうかを判断させる問題です。損益相殺は、不法行為でもかなりマイナーなテーマですし、肢3・4・5はあまり聞いたことのない判例ですから、正解できなくとも問題ありません。

問題35。家族法からは、3年連続、相続からの出題でした。遺言に関する基本知識を問う問題です。過去問をこなしておくだけで十分に対応できる問題でした。正解したい問題です。

【商法】 標準

難問もありますが、問題36・37・38の3問の正解が目標です。

問題36。商行為の問題です。肢5が「申し込みをした」商人の費用で保管することは容易な知識ですから、正解したい問題です。

問題37～40は会社法からの出題。問題37。設立時取締役に関する問題です。知識的にも標準的な問題といえます。この問題も正解したいところです。問題38は種類株式の問題です。肢2が誤っていることは簡単に判断できますから、この問題も正解したい問題です。問題39。役員等の責任に関する問題です。やや長文の問題ですが、機関のところでは典型テーマですので、会社法を捨てずに、一通り学習できた方なら比較的容易だったと思われます。問題40。会計参与と会計監査人に関する問題です。会計参与は去年も出題されているところです。知識的には細かいですが、肢5は常識的な観点から、誤っていると判断できた方もいらっしゃるのではないかでしょうか。うまくいけば、この問題も正解したいところではあります。

3. 法令・多肢選択式 標準

多肢選択式は、問題41は空欄ア・ウ、問題42は空欄アで少し悩むかもしれません。問題43は易しい問題でした。問題41は4点、問題42は4点、問題43は8点、合計16点は得点したいところです。

問題41は、表現の自由に対する事前抑制の可否に関する判例問題です。空欄イ・エは埋めたいところですが、空欄アの「公の批判」や、空欄ウの「公共の利害」は、類似する言葉もあり、他の選択肢と迷うところです。問題42は、公営住宅に関する私法法規の適用に関する判例問題です。一般的な法理論からの出題です。穴埋めは比較的容易です。空欄アの「社会福祉」は、「定住環境」と悩むかもしれません、すべての空欄を埋めることは可能です。問題43は、行政事件訴訟の訴訟選択に関する基本問題です。内容的には難しい空欄はないので、全空欄を埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 易

記述問題は、いずれも一問一答的に答えを導き出すことができ、3問ともに内容的には易しい問題だといえます。問題44で12～16点、問題45は10～14点、問題46は12～16

点、合格者レベルであれば、40点程度は得点可能な問題です。ただし、知識としては基本知識で解ける問題とはいえ、知識がないと書きようがなく、そのような場合には大きく失点してしまう可能性のある問題であるとも言えます。

行政法の問題44。行政事件訴訟法から、差止め訴訟と仮の差止めについての問題でした。事例は単純で、一言でいえば「出席停止の懲罰を回避」したい場合に、「誰に対し、どのような手段をとることが有効適切か。」という問題です。解答として「B市を被告」「出席停止の懲罰の差止め訴訟を提起」することと、「仮の差止めの申立て」をすることがキーワードとなります。差止め訴訟、仮の差止めの要件を問われているわけではなく、訴訟選択についての問い合わせですから高得点を狙える問題です。差止め訴訟については、平成30年、仮の差止めについては、平成21年、平成29年に5肢択一で出題があります。12点～16点は確実に特定したいところです。満点も不可能ではありません。

次に、民法の問題45。物権から物上代位に関する問題でした。物上代位については、過去の出題（平成18年・問題46）もあるところですし、択一でも平成26年に出題があります。抵当権のところでは典型テーマでもありますので、物上代位の問題だということが分かれば、解けた方は多かったのではないかでしょうか。ただし、物上代位が思い出せないと解答は難しいと思います。

「物上代位」という法的手段と、「火災保険金が支払われる前に差押え」という要件が書ければ満点です。要件のところで、多少書きづらいところはあるかもしれません、少なくとも10点～14点は得点したいところです。満点も可能です。

民法の問題46。請負契約の請負人の担保責任（契約内容不適合責任）に関する問題でした。待ちに待った請負の問題です。こちらも事例はシンプルです。請負人の担保責任の出題はないのですが、その内容は、売主の担保責任とほぼ同じです。売主の担保責任は、択一では令和3年に出題されていますので解いてほしいところです。「担保責任」については「契約内容不適合責任」と書いてもよいでしょう。また、「請負人」は「B」と書いてもよいでしょう。また、修補請求以外ということですから、「請負代金減額」「損害賠償請求」「本件契約の解除」となります。権利行使の方法ですから、「～請求」「解除」と、権利行使の形で書くのがよいでしょう。こちらも択一的な問題で、思い出せないと書くことができませんから、得点できている人とできていない人の差が大きく出る問題といえます。ただし、問われている知識は基本ですので、12点～16点は得点したいところです。こちらも満点が可能な問題といえます。

5. 一般知識 標準

一般知識科目は、政治3問、経済2問、社会2問、情報4問、文章理解3問、という出題内容です。典型テーマではない問題が多く、常識的に現場で判断できる問題も少なく、高得点は難しいと思われます。ただし、文章理解は例年通り非常に簡単な問題ですから、文章理解を3問の正解は必須です。あとの11問については、各問題の中で、確実に正解にたどり着けなくても、正誤判断できる肢をいくつか見つけて、2択、3択まで絞り込み、3問程度の正解を目指すという問題です。文章理解3問、政治経済社会で3問。情報系で1問、合計7問は正解したい問題です。

問題47～49。政治分野。問題47。G7サミットに関する問題です。比較的、容易な知識問題ですが、肢2・4・5のように確実に正誤判断するには、少し細かい知識が要求されるもの

もありました。問題48。日本のテロ対策に関する問題です。ホットな時事問題といえますが、細かい法令や、細かい年月日が問われており、正誤判断できない肢もありますが、「テロ対策庁」という省庁は聞いたことがなく、また、行政組織のところでも学習するところですから、正解するのは容易な問題です。是非得点したい問題です。問題49。東南アジアの政治に関する問題です。東南アジアまで押さえている方は少ないと思われますが、肢イにある「ペレストロイカ」が旧ソ連（現ロシア）のことだという判断は簡単ですから、肢イが誤りであることは容易に判断できます。肢イを含む、肢1・3に絞ることはできます。ただ、肢ア・ウは難問といえますので、正答率は60%前後といったところでしょうか。

問題50・51。経済分野。問題51。法人課税に関する問題です。法人課税が累進課税でないことが分かれば肢1は易しいといえます。肢イも社会福祉財源として消費税が議論に上がっていたことを思い出せば、法人税は社会福祉財源とは結び付かないのではないか、との推測ができます。正解となるウ・エを確実に○とするのは難しく、消去法でどこまで正解に近づけるかが決め手といえます。問題51。日本の金融政策に関する問題です。肢1・2・4・5は簡単です肢3の正誤判断は難しいです。ただ正解肢は肢1なので、正解したい問題です。

問題52・53。社会分野。問題52。日本における平等と差別に関する問題です。いずれも平等・差別にかかわりのある法令の知識を問う問題で、難問といえます。肢2の女性差別撤廃条約を批准していることを知つていれば一発で答えは出ます。しかし、それを知らないと、消去法で正解できるかどうかですが、他の肢も難問ばかりで、正解できなくともしょうがない問題といえます。問題53。日本の社会保障・社会福祉に関する問題です。肢2や、肢2の年代は多少迷うところですが、一般知識のなかでは容易で、確実に正解したい問題です。

問題54～57。情報通信・個人情報保護分野。問題54。日本における行政のデジタル化に関する問題です。用語問題と言つても良い問題ですが、難しいものも多く難問といえるでしょう。問題55。情報信用語に関する問題です。難問という訳ではありませんが、知らなければ正誤判断できないのが用語問題です。正答率はそれほど高くならないかもしれません。問題56。Gメールに関する問題です。グーグルという一般企業を題材とした出題は珍しいです。ただ、選択肢が肢5以外に入りそうな語句がなく、容易でした。これは正解したい問題です。問題57。個人情報に関する問題です。4つの選択肢のうち、個人情報保護法に絡むものは肢ウ・エの2肢でした。ただ、肢ウも、要配慮個人情報の定義のみではなく、外国においての違いが問われていますので（正誤判断は難しくないですが）、個人情報保護法からの出題という問題とはいえず、簡単な問題とはいえません。4問中、問題56は正解したいところです。

問題58～60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。脱文挿入、空欄補充、という形式的にも容易な問題です。文章も平易で、時間を大幅にロスすることなく、短時間で正解できる問題といえるでしょう。3問全問正解したい問題です。

以上となります。